

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成23年11月17日（木）

担当課：街づくり計画部 街づくり推進課

件 名：大和市みんなの街づくり条例の一部改正について	
提出理由：大和市みんなの街づくり条例の一部改正に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・本条例制定後、これまでの街づくりの状況をみると、地域の土地利用等に関する計画の認定やルール化が進まないといった現状や、街づくり活動の実績等を検証する機会がないなどの課題が挙げられる。 ・平成22年度には「都市計画マスタープラン」が改訂されるなど、本条例に関係する制度等の変化があった。 ・こうした状況に対応するため、本条例の一部を改正することが必要となった。 2. 条例改正の基本方針 ・条例改正にあたっては、都市計画マスタープランの方針に沿って、市民に身近な生活の場である地区レベルからも、街づくり計画やルールづくりに取り組むことができるよう、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体の区分を廃止する。 ・市が街づくり組織に対し、指導、助言を行うとともに、活動実績等の報告や協議を受けるなど、積極的に関与するしくみを取り入れる。 ・地区住民による街づくり活動の初期段階での支援の充実を図るとともに、組織化や計画及びルールを定める際の認定要件等の緩和を行うこととする。 3. 条例改正の概要 (1) 街づくりのしくみ ①初期活動段階 ・初期活動の段階に「地区街づくり準備会」を位置付け、技術的な支援に加え、期間を定めた上で活動に対する助成を行う。	②街づくり組織の一本化 ・地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体の区分を廃止し、「地区街づくり協議会」に一本化する。 ③地区街づくり協議会の要件等（規則で規定） ・地区街づくり協議会、地区街づくり計画及び街づくり協定の認定要件について、それぞれ地区住民等の合意割合を緩和する。 ④地区計画等の案の提案制度の導入 ・地区街づくり協議会は、地区計画等の案を、一定要件のもと市に提案することができることとする。 (2) 活動実績等の検証 ①市への活動報告 ・市に対する活動状況や実績等の報告を義務付ける。 ②街づくり推進会議の役割の明確化 ・必要に応じて街づくり組織に対し活動報告を求め、必要な助言を行うことができることとする。 (3) その他の改正事項 ①市民、事業者及び市の責務の明確化 ・策定された地区の計画やルールを尊重、配慮して、事業若しくは活動を行うことを義務付ける。 ②協議会の活動目的の拡大 ・策定された計画やルールに関する運用及び維持管理について取り組むことを義務付ける。 ③助成期間の見直し（規則で規定） ・助成期間を無期限から3年間とする。
経 過 H10. 3 みんなの街づくり条例公布 H10. 10 みんなの街づくり条例施行 H20. 4 条例見直しの研究・検討 ～H23. 3（街づくり推進会議 計10回） H22. 4 都市計画マスタープラン改訂 H23. 9 改正条例の骨子案確定	今後の予定 H23. 12 市民意見公募手続きの実施 H24. 3 改正条例の議会上程 H24. 3 改正条例公布 H24. 4 改正条例施行